



# 金沢市公報

第2551号

平成19年(2007年)5月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の変更について (道路管理課)	3
● 告 示		○道路の供用の開始について ( )	4
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1	● 公 告	
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2	○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境保全課)	4
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定について ( )	2	○浄化槽保守点検業者の登録について ( )	4
○平成8年告示第66号(道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (景観政策課)	2	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について ( )	4
○平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について ( )	3	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	5
		● 公 営 企 業 公 告	
		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	5
		○下水道排水設備工事事業者の指定について ( )	5

## 告 示

### ●金沢市告示第143号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
曙4丁目町会	事務所の所在地	金沢市金石東2丁目8番12号	金沢市金石東2丁目4番7号	平成18年4月1日
	代表者の氏名及び住所	鈴木 健之 金沢市金石東2丁目8番12号	徳永 寿紀一 金沢市金石東2丁目4番7号	平成18年4月1日
観音堂東町会	代表者の氏名及び住所	田丸 進吾 金沢市観音堂町ル19番地2	北山 徹 金沢市観音堂町チ65番地9	平成19年1月28日
土清水第二町会	代表者の氏名及び住所	南 健 金沢市土清水3丁目235番地	森 正俊 金沢市土清水3丁目138番地1	平成19年4月1日
みはる台町会	事務所の所在地	金沢市野田町中平ム1番地4	金沢市大桑町和12番地10	平成19年4月1日
	代表者の氏名及び住所	紺藤 邦昭 金沢市野田町中平ム1番地4	高木 守人 金沢市大桑町和12番地10	平成19年4月1日
打尾町会	事務所の所在地	金沢市打尾町ル99番地	金沢市打尾町ワ35番地	平成19年4月1日
	代表者の氏名及び住所	内尾 健一 金沢市打尾町ル99番地	石田 敏夫 金沢市打尾町ワ35番地	平成19年4月1日

山科町葵が丘町会	事務所の所在地	金沢市山科町東27番地	金沢市山科町東51番地	平成19年4月8日
	代表者の氏名 及び住所	松谷 和男 金沢市山科町東27番地	曾我部 義幸 金沢市山科町東51番地	平成19年4月8日

## ●金沢市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
有限会社 トリニティ 代表取締役 四位例 靖	金沢市泉1丁目 1番5号	デイサービスやよい	金沢市泉1丁目 1番5号	平成19年4月1日
株式会社ふおーりーふ 取締役社長 三浦 俊明	金沢市本町2丁 目3番6号	指定訪問介護事業所 ふおーりーふ 金沢・三ツ屋事業所	金沢市三ツ屋町 口38番地1	平成19年5月1日

## ●金沢市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
有限会社 トリニティ 代表取締役 四位例 靖	金沢市泉1丁目 1番5号	居宅介護支援事業所やよい	金沢市泉1丁目 1番5号	平成19年4月1日
株式会社ふおーりーふ 取締役社長 三浦 俊明	金沢市本町2丁 目3番6号	指定居宅介護支援事業所 ふおーりーふ 金沢・三ツ屋事業所	金沢市三ツ屋町 口38番地1	平成19年5月1日

## ●金沢市告示第146号

平成8年告示第66号（道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

表中

12 市道1級幹線123号間屋・松寺線のうち、松寺町丑27番1先から松寺町未59番4先までの区間	を
--	---

12 市道1級幹線123号間屋・松寺線のうち、松寺町丑27番1先から松寺町未59番4先までの区間	に改める。
13 一般県道芝原石引町線のうち、田上町地114番3地先から田上本町土地区画整理事業地内22街区24番先までの区間	
14 市道1級幹線127号田上・館町線の全線区間	

●金沢市告示第147号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者  
金沢市副市長 須野原 雄

表中

16 市道1級幹線123号間屋・松寺線のうち、松寺町丑27番1先から松寺町未59番4先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	を
16 市道1級幹線123号間屋・松寺線のうち、松寺町丑27番1先から松寺町未59番4先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	に改める。
17 一般県道芝原石引町線のうち、田上町地114番3地先から田上本町土地区画整理事業地内22街区24番先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	
18 市道1級幹線127号田上・館町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	

●金沢市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年5月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者  
金沢市副市長 須野原 雄

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	幅員(m)	延長(m)
幹線市道	2級幹線330号角間・俵線	旧	中山町ヲ5番1先から	10.3 ~ 15.5	95
			中山町ツ55番先まで		
		新	中山町ヲ5番1先から	24.5 ~ 35.0	95
			中山町ツ55番先まで		
一般市道	武蔵町線11号	旧	武蔵町589番先から	2.6 ~ 3.0	30
			武蔵町539番2先まで		
		新	武蔵町589番先から	5.0	57
			武蔵町532番先まで		

一般 市道	森 本 88 号 宮 野 東 線 1 号	旧	宮 野 町 ト 14 番 2 先から	2.8 ~ 4.0	35
			宮 野 町 ト 34 番 2 先まで		
		新	宮 野 町 ト 14 番 2 先から	5.4 ~ 17.5	48
			宮 野 町 ト 34 番 2 先まで		

## ●金沢市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市役所都市整備局土木部道路管理課において平成19年5月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

路線名	区 間	供用開始日
小 坂 66 号 百 坂 町 線	百 坂 町 ニ 4 番 1 先から 横 枕 町 イ 2 番 3 先まで	平成19年5月1日
森 本 88 号 宮 野 東 線 1 号	宮 野 町 ト 14 番 2 先から 宮 野 町 ト 34 番 2 先まで	〃
森 本 98 号 食肉センター線3号	才 田 町 戊 327 番 1 先から 才 田 町 戊 241 番 7 先まで	〃

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
52	株式会社 日立ビルシステム	東京都千代田区美土代町7番地	平成19年3月30日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
73	株式会社 ダイテック	富山県高岡市荒見崎318番2	平成19年4月17日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成19年4月11日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成19年5月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成19年5月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規程により公告します。

平成19年5月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
486	センダ設備	金沢市千木町ホ85番地1
487	有限会社 水上商会	白山市小柳町ろ121番地1

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成19年5月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成19年5月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
502	有限会社 水上商会	白山市小柳町ろ121番地1
503	義竹建設	金沢市末町6の134番地
504	山忠設備	白山市美川南町ハ71番地4

## ◎正誤

○平成19年4月15日付け金沢市公報号外第17号

頁	箇 所	誤	正
8	上から3行目	湯桶	湯涌
	下から9行目	神官寺	神宮寺

平成19年(2007年)5月1日 印刷  
平成19年(2007年)5月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)